

令和8年度 第1回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

| No | 推奨事業メニュー | 交付対象事業の名称 | 事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等) | 事業始期 | 事業終期 |
|----|-------------------------|--------------------------|--|------|------|
| 1 | ⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援 | 私立大学・短期大学物価高騰対策事業費補助 | ①物価が高騰する中、影響の大きい光熱費等を支援することにより、大学経営の安定化及び保護者負担の軽減を図る。 ②物価高騰により影響を受けている私立大学等の光熱費等の増加分に対する補助 ③・電気代:7,770千円(@55,108千円*14.1%*10/10) ・ガス代:253千円(@1,793千円*14.1%*10/10) ・スクールバス燃料代:343千円(@2,436千円*14.1%*10/10) ※経費ごとに千円単位(端数調整)で表記しており、上記合計額はB交付対象経費欄8,367千円と相違。 ④学校法人(3法人) | R8.4 | R9.3 |
| 2 | ③物価高騰に伴う子育て世帯支援 | 高校1年生スタートサポート事業(物価高騰対策) | ①県内の高等学校に入学する生徒の保護者に対し支援金を支給することにより、高校生活のスタートにかかる負担を軽減し、物価高騰の影響を受けている保護者を支援する。 ②私立高等学校等に入学する生徒の保護者に対する学用品費等の物価高騰分に対する補助(1人あたり10,000円) ③県内の私立高等学校等(全日制、専修学校高等課程、通信制)に入学する新1年生2,750人×10,000円=27,500千円、事務費2,844千円 ⇒計30,344千円 ④私立高等学校等に入学する生徒の保護者 | R8.4 | R9.3 |
| 3 | ③物価高騰に伴う子育て世帯支援 | 修学旅行支援事業(私立学校)(物価高騰対策) | ①県内の高等学校等で実施される修学旅行に参加した生徒の保護者に対し支援金を支給することにより、物価高騰の影響を受けている保護者の負担軽減を図る。 ②私立高等学校等に入学する生徒の保護者に対する修学旅行費用の物価高騰分に対する補助(1人あたり10,000円) ③県内の私立高等学校等(全日制、専修学校高等課程、通信制)で修学旅行に参加する生徒数2,063人×10,000円=20,630千円、事務費2,134千円 ⇒計22,764千円 ④私立高等学校等で修学旅行に参加する生徒の保護者 | R8.4 | R9.3 |
| 4 | ③物価高騰に伴う子育て世帯支援 | 学校給食費等支援事業(私立学校)(物価高騰対策) | ①物価高騰により食料品等の価格が上昇していることから、寮の食材費やミルク給食の高騰分を学校法人等に補助することにより、子育て世帯の負担軽減を図る。 ②食事の提供を行う寮を設置する学校法人等並びにミルク給食を実施する私立中学校に対する材料費等の増加分に対する補助 ③ ・私立中学校、高等学校、専修学校:12,867千円(@2,641円*2食*12月*203人) ・佐賀県出身者向け学生寮:2,726千円(@2,641円*2食*12月*43人) ・私立中学校(ミルク給食実施2校):1,164千円(@19円*192回*319人) ④学校法人、佐賀県出身者向け学生寮を運営する公益財団法人(生徒保護者) ※教職員の給食費を除く | R8.4 | R9.3 |
| 5 | ③物価高騰に伴う子育て世帯支援 | 私立高校等奨学のための給付金事業(物価高騰対策) | ①物価高騰により学用品等の価格が上昇していることから、低所得世帯等を対象に学用品の購入費等を支援している高校生等奨学給付金に、価格上昇分を上乗せ給付することで高校生がいる子育て世帯の負担軽減を図る。 ②高校生等奨学給付金への上乗せ給付(扶助費) ③(全日制・定時制) ・9,000円*944人=8,496千円 ・3,000円*761人=2,283千円 ・2,250円*902人=2029.5千円(通信制・専攻科) 3,000円*149人=447千円 1,000円*121人=121千円 750円*138人=103.5千円 ④私立高校に在学する生徒の保護者で、佐賀県内に住所を有し、且つ、奨学のための給付金受給対象である者(生活保護受給世帯を除く) ・非課税世帯(生活保護受給世帯を除く) ・年収約270万円~年収約380万円世帯 ・年収約380万円~年収約490万円世帯 ・多子世帯 | R8.4 | R9.3 |

令和8年度 第1回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

| | | | | | |
|----|---------------------------------|-----------------------------|--|------|------|
| 6 | ③物価高騰に伴う子育て世帯支援 | 私立学校物価高騰対策事業費補助 | <p>①物価高騰により光熱費の負担が増加していることから、光熱費等の高騰分を学校法人に補助することにより、私立学校の経営の安定化及び子育て世帯の負担軽減を図る。</p> <p>②物価高騰により影響を受けている私立学校の光熱費等の増加分に対する補助</p> <p>③</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気代:19,675千円 (@199,433千円*14.1%*10/10*70%) ・ガス代:4,988千円 (@50,593千円*14.1%*10/10*70%) ・スクールバス燃料代:2,708千円 (@27,479千円*14.1%*10/10*70%) <p>※学校ごとに端数調整を行っているため、積算内訳が不一致。</p> <p>④学校法人</p> | R8.4 | R9.3 |
| 7 | ⑪推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業 | 港湾整備事業特別会計への繰出金(物価高騰対策) | <p>①物価高騰の影響により港湾機能の維持管理費が増加する中、利用者への高騰分の転嫁を防ぐため、特別会計への繰り出しを行い、利用者負担の軽減を図る。</p> <p>②港湾機能施設維持管理費の高騰分</p> <p>③42,811千円(港湾機能施設維持管理費高騰分)</p> <p>④港湾整備事業特別会計</p> | R9.3 | R9.3 |
| 8 | ③物価高騰に伴う子育て世帯支援 | 学校給食費等支援事業(アスリート寮)(物価高騰対策) | <p>①物価高騰により食料品等の価格が上昇していることから、県内の各アスリート寮において、寮生に質・量を保ったアスリートメニューを安定的に提供するために食材費等を支援し、アスリートに必要な食事提供を確保するとともに、保護者負担の軽減を図る。</p> <p>②アスリート寮食材費等の原材料費高騰分</p> <p>③佐賀寮 79,884食×219円(単価)×75%(執行率)=13,121千円 鳥栖寮 42,840食×205円(単価)×56%(執行率)=4,919千円 飛翔寮 87,600食×178円(単価)×70%(執行率)=10,915千円 計28,955千円</p> <p>④佐賀アスリート寮、鳥栖アスリート寮、佐賀東高校飛翔寮(生徒保護者)</p> | R8.4 | R9.3 |
| 9 | ②物価高騰に伴う低所得者世帯・高齢者世帯支援 | さが型官民連携フードバンク活動支援事業(物価高騰対策) | <p>①物価高騰により厳しい状況に置かれている生活困窮者等への支援活動に関わっている「一般社団法人佐賀県食でつながるネットワーク協議会」に対して支援を行うことで、生活困窮者等へのサポートの継続・促進を図る。</p> <p>②一般社団法人佐賀県食でつながるネットワーク協議会の必要な経費として、倉庫管理、物品受入及び分配に係る業務、事業者等への集荷、新規寄付者開拓に係る営業活動、集荷に係る調整業務等に要する運営委託費等の経費</p> <p>③補助金:6,000千円</p> <p>④一般社団法人佐賀県食でつながるネットワーク協議会</p> | R8.4 | R9.3 |
| 10 | ⑪推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業 | 女性のためのほっとカフェ事業(物価高騰対策) | <p>①物価高騰の影響を受け、生活面や就業面で様々な困難を抱える女性に対して、生理用品の配布や安心して過ごせる居場所・相談場所を提供し、適切な支援につなぐ。</p> <p>②委託料((1)女性のためのほっとカフェの開催、(2)連絡協議会の開催)</p> <p>③委託料((1)9,435千円、(2)217千円)</p> <p>④公益財団法人(委託先)、NPO(再委託先)</p> | R8.4 | R9.3 |
| 11 | ③物価高騰に伴う子育て世帯支援 | 学校給食費等支援事業(教育・保育施設)(物価高騰対策) | <p>①食料品等の物価高騰が続く中、これまで通りの栄養バランスや質・量を保った給食を提供するとともに、子育て世代の負担軽減を図る。</p> <p>②給食の提供に係る食料費の高騰分として、市町への補助266,162千円、幼稚園・認可外保育施設への補助42,829千円、会計年度任用職員給与費4,249千円</p> <p>③補助基準額:36千円/人(7,500円×12月×物価上昇率41% 補助総額:36千円×園児数27,783人×執行率50.8% =308,991千円 ※保育所など21,774人分については市町が1/2負担 ※端数処理を行っているため、積算内訳が不一致 会計年度任用職員報酬 4,249千円</p> <p>④保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設 ※教職員や保育士の給食費を除く</p> | R8.4 | R9.3 |

令和8年度 第1回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

| | | | | | |
|----|-------------------------|--------------------------|--|------|------|
| 12 | ③物価高騰に伴う子育て世帯支援 | 子育て世帯移動支援事業(物価高騰対策) | <p>①物価高騰の影響を受けている0~2歳児の子育て世帯の負担軽減を図るため、子育てし大県“さが”タクシーの活用を支援することにより、外出時の負担を軽減する。</p> <p>②人件費(緊急対策の体制拡充に係る会計年度任用職員を設置)</p> <p>③単価:4,249千円(一式)</p> <p>④0~2歳児の育児を行う家庭</p> <p>※令和7年度実施計画No.90「子育て世帯移動支援事業(物価高騰対策)」(R8年度に繰越して実施)に従事。</p> | R8.4 | R9.3 |
| 13 | ③物価高騰に伴う子育て世帯支援 | さがこどもエールプロジェクト事業(物価高騰対策) | <p>①物価高騰の影響を受けているひとり親や困窮家庭の負担軽減を図るため、子育てCSOが実施する物価高騰に対応するための助成事業を支援し、ひとり親や困窮家庭に対するきめ細かなサポートの継続・促進を図る。</p> <p>②人件費(緊急対策の体制拡充に係る会計年度任用職員を設置)</p> <p>③単価:3,930千円(一式)</p> <p>④県内のひとり親家庭等の子育て世帯支援団体等</p> <p>※令和7年度実施計画No.92「さがこどもエールプロジェクト事業(物価高騰対策)」(R8年度に繰越して実施)に従事。</p> | R8.4 | R9.3 |
| 14 | ⑩地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援 | 物流事業生産性向上等推進事業(物価高騰対策) | <p>①エネルギー価格の高騰等により厳しい経営環境に置かれている物流事業者や、物流を支える一方で深刻な人材不足に直面する自動車整備事業者に対し、業務効率化や人材確保に資する取組への支援を実施する。また、再配達削減に寄与する宅配ボックスの設置に対する補助を行うことで、物流事業者の負担軽減および物流コスト上昇を抑え物価高騰の影響緩和を図る。</p> <p>②人件費(緊急対策の体制拡充に係る会計年度任用職員を設置)</p> <p>③単価:3,999千円(一式)</p> <p>④物流事業者(運送事業者、倉庫業者、荷主事業者)</p> <p>※令和7年度実施計画No.95「物流事業生産性向上等推進事業(物価高騰対策)(R7国補正)」(R8年度に繰越して実施)に従事。</p> | R8.4 | R9.3 |
| 15 | ⑥中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備 | 価格転嫁円滑化推進事業(物価高騰対策) | <p>①県内事業者において適切な価格転嫁が促進されるよう、専門家派遣による伴走支援やセミナーの開催により、価格転嫁の機運醸成や円滑な実現を図る。</p> <p>②人件費(緊急対策の体制拡充に係る会計年度任用職員を設置)</p> <p>③単価:3,999千円(一式)</p> <p>④県内中小企業・小規模事業者及び事業協同組合等</p> <p>※令和7年度実施計画No.96「価格転嫁円滑推進事業(物価高騰対策)(R7国補正)」(R8年度に繰越して実施)に従事。</p> | R8.4 | R9.3 |
| 16 | ⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援 | 特別高圧電気料金高騰緊急対策事業 | <p>①エネルギー価格高騰に対応するため、国のエネルギー価格高騰激変緩和措置の対象となっていない、特別高圧で受電する事業者の負担軽減を図る。</p> <p>②人件費(緊急対策の体制拡充に係る会計年度任用職員を設置)</p> <p>③単価:730千円(一式)</p> <p>④佐賀県内に特別高圧電力受電契約を行っている建物を所有する事業者</p> <p>※令和7年度実施計画No.63「特別高圧電気料金高騰緊急対策事業(R8.1~3月分)(R7国補正)」(R8に繰り越して実施)に従事。</p> | R8.4 | R8.8 |
| 17 | ⑧農林水産業における物価高騰対策支援 | 粗飼料価格高騰対策支援事業費補助 | <p>①粗飼料価格高騰の影響を受けた酪農家に対し、飼料価格の上昇分を支援することにより、酪農家の経営負担を軽減し、経営の安定化に繋げる。</p> <p>②令和8年度購入粗飼料の価格上昇分の1/2</p> <p>③12.5千円/頭×2,000頭=25,000千円</p> <p>④農業協同組合</p> | R8.4 | R9.3 |

令和8年度 第1回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

| | | | | | |
|----|--------------------|-------------------------------|--|------|------|
| 18 | ⑧農林水産業における物価高騰対策支援 | さかの園芸産地活性化・担い手応援事業費補助(物価高騰対策) | <p>1 園芸産地強化・整備支援事業</p> <p>①物価高騰の影響により経営が悪化した園芸農家等が行う収益性の向上のための園芸用施設・機械の取得に必要な経費を支援</p> <p>②人件費(物価高騰対策の体制拡充に係る会計年度任用職員を設置)</p> <p>③単価 3,951千円(一式)</p> <p>④2戸以上の農業者で組織する団体、認定新規就農者、認定農業者等</p> <p>2 気候変動対応緊急支援事業</p> <p>①物価高騰の影響により経営が悪化した園芸農家等が行う気候変動に適応した栽培体系への転換のための資機材の導入に必要な経費を支援</p> <p>②人件費(物価高騰対策の体制拡充に係る会計年度任用職員を設置)</p> <p>③単価 3,951千円(一式)</p> <p>④農業者の組織する団体(生産部会)等</p> <p>3 施設園芸省エネ対策事業</p> <p>①物価高騰の影響により経営が悪化した園芸農家等が行うヒートポンプを主とする加温機の再整備に必要な経費を支援</p> <p>②人件費(物価高騰対策の体制拡充に係る会計年度任用職員を設置)</p> <p>③単価 3,951千円(一式)</p> <p>④県内在住の2戸以上の農業者を含む団体等</p> <p>※令和7年度実施計画NO.107さかの園芸産地活性化・担い手応援事業費補助(物価高騰対策)(R8に繰り越して実施)に従事。</p> | R8.4 | R9.3 |
| 19 | ⑧農林水産業における物価高騰対策支援 | さが畜産経営サポート事業費補助(物価高騰対策) | <p>①物価高騰の影響を受けている畜産事業者に対し、暑熱・防疫対策の取組や佐賀牛生産基盤強化の取組、生産性向上や省力化の取組を支援することにより、物価高騰下における畜産経営の安定を図る。</p> <p>②人件費(物価高騰対策の体制拡充に係る会計年度任用職員を設置)</p> <p>③単価 3,952千円(一式)</p> <p>④県内の畜産農家、農業協同組合等</p> <p>※令和7年度実施計画NO.109さが畜産経営サポート事業費補助(物価高騰対策)(R8に繰り越して実施)に従事。</p> | R8.4 | R9.3 |
| 20 | ③物価高騰に伴う子育て世帯支援 | 奨学のための給付金事業(物価高騰対策) | <p>①物価高騰により学用品等の価格が上昇していることから、低所得世帯等を対象に学用品等に充てるために給付している高校生等奨学給付金に、価格上昇分を上乗せ給付することで高校生がいる子育て世帯の負担軽減を図る。</p> <p>②高校生等奨学給付金の上乗せ給付(扶助費)</p> <p>③(全日制・定時制)</p> <p>非課税世帯 :9,000円×2,421人=21,789千円 年収約270~380万円世帯:3,000円×1,820人= 5,460千円 年収約380~490万円世帯:2,250円×2,151人= 4,840千円 (通信制)</p> <p>非課税世帯 :3,000円× 83人= 249千円 年収約270~380万円世帯:1,000円× 62人= 62千円 年収約380~490万円世帯: 750円× 73人= 55千円 合 計 扶助費 32,455千円</p> <p>④県立高校に在学する生徒の保護者で、佐賀県内に住所を有し、且つ、奨学のための給付金受給対象である者(生活保護受給世帯を除く)</p> | R8.4 | R9.3 |
| 21 | ③物価高騰に伴う子育て世帯支援 | 物価高騰対策事業(県立高校) | <p>①エネルギー価格高騰に伴う保護者負担電気料の増額分に対し、支援を行うことで、保護者負担の軽減を図る。</p> <p>②県立高校32校(36校舎)における空調にかかる保護者負担電気料の高騰分</p> <p>③価格高騰前(R4)保護者負担額 24,901千円(1,705,716kWh) R8年度保護者負担見込額 46,443千円(1,593,340kWh) 差額 21,542千円</p> <p>④県内の県立高校の保護者</p> | R8.4 | R9.3 |
| 22 | ③物価高騰に伴う子育て世帯支援 | 物価高騰対策事業(中学校) | <p>①エネルギー価格高騰に伴う保護者負担電気料の増額分に対し、支援を行うことで、保護者負担の軽減を図る。</p> <p>②県立中学校2校における空調にかかる保護者負担電気料の高騰分</p> <p>③価格高騰前(R4)保護者負担額 953千円(70,104kWh) R8年度保護者負担見込額 2,227千円(68,701kWh) 差額 1,274千円</p> <p>④県内の県立中学校の保護者</p> | R8.4 | R9.3 |
| 23 | ③物価高騰に伴う子育て世帯支援 | 高校1年生スタートサポート事業(総務)(物価高騰対策) | <p>①県内の高等学校に入学する生徒の保護者に対し支援金を支給することにより、高校生活のスタートにかかる負担を軽減し、物価高騰の影響を受けている保護者を支援する。</p> <p>②新高校1年生がいる世帯への給付</p> <p>③新高校1年生1名に対し10,000円を給付する。 全日制:5,720人×10,000円=57,200,000円 定時制: 280人×10,000円= 2,800,000円 通信制: 143人×10,000円= 1,430,000円 計61,430,000円</p> <p>④国公立高校に入学する生徒の保護者</p> | R8.4 | R9.3 |

令和8年度 第1回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

| | | | | | |
|----|-----------------|---------------------------------|---|------|------|
| 24 | ③物価高騰に伴う子育て世帯支援 | 高校1年生スタートサポート事業(振興) (物価高騰対策) | <p>①県内の特別支援学校高等部に入学する生徒の保護者に対し支援金を支給することにより、高校生活のスタートにかかる負担を軽減し、物価高騰の影響を受けている保護者を支援する。</p> <p>②特別支援学校高等部1年生の保護者へ支給する給付金1万円。</p> <p>③10千円*187人=1,870千円</p> <p>④特別支援学校に入学する生徒の保護者</p> | R8.4 | R9.3 |
| 25 | ③物価高騰に伴う子育て世帯支援 | 修学旅行支援事業(国公学校)(物価高騰対策) | <p>①県内の高等学校等で実施される修学旅行に参加した生徒の保護者に対し支援金を支給することにより、物価高騰の影響を受けている保護者の負担軽減を図る。</p> <p>②保護者が負担する修学旅行費用の高騰分(扶助費)</p> <p>③県内の国公立学校(全日制高校・定時制高校・特別支援学校高等部)で実施される修学旅行に参加した生徒一人当たり10,000円を支援。</p> <p>県立高校(全日制) 5,324人×10,000円=53,240,000円</p> <p>県立高校(定時制) 43人×10,000円=430,000円</p> <p>特別支援学校高等部 145人×10,000円=1,450,000円</p> <p>合 計 扶助費 55,120千円</p> <p>④国公立学校で修学旅行に参加する生徒の保護者</p> | R8.4 | R9.3 |
| 26 | ③物価高騰に伴う子育て世帯支援 | 学校給食費等支援事業(県立高校)(物価高騰対策) | <p>①食料品等の物価高騰が続く中、これまで通りの栄養バランスや質・量を保った給食等を提供するとともに、子育て世代の負担軽減を図る。</p> <p>②給食、食材料の高騰分に対する給食(舎食)費会計への負担金</p> <p>③給食一食当たり132円×303,540食(年間)×0.6(執行率)=24,040,368円</p> <p>(牛乳代)19円×275,520食(年間)×0.95(執行率)=4,973,136円</p> <p>24,040,368円+4,973,136円=29,013,504円(教職員等を除く)</p> <p>④県内の定時制高等学校、特別支援学校、県立中学校 19校(生徒保護者)</p> <p>※教職員の給食費を除く。</p> <p>※特別支援学校小学部については、給食費負担軽減交付金の国及び県基準額に基づく支援額を超える部分について活用する。</p> | R8.4 | R9.3 |